

## 議案第7号

### 四條畷市税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市税条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月31日 提出

四條畷市長 東 修 平

#### 提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、寄附金税額控除に係る市民公益税制の導入、森林環境税の導入に伴う所要の整備、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う所要の整備、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置及び燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化等を行う必要があるため、本案を提案した。

## 四條畷市税条例の一部を改正する条例

四條畷市税条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金」の次に「又は同項第3号に掲げる寄附金（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により大阪府知事が指定した寄附金であって、市内に事務所又は事業所を有する法人若しくは団体に対して支出したものに限る。）」を加える。

第25条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均

等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第43条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第43条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第92条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第14条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第15条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第34条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第35条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第92条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の四條畷市税条例（以下「新条例」という。）附則第35条第3項に係る部分を除く。）  
令和5年7月1日
- (2) 第25条第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第36条、第43条、第43条の2及び第43条の6の改正規定並びに附則第34条の2の改正規定及び附則第35条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第35条第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定  
令和6年1月1日
- (3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定  
令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の四條畷市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第23条の2第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支出する寄附金について適用し、同日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき四條畷市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）

について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受け  
るべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第14条の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適  
用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第92条第1号エ及び附則第35条第3項の規定は、令和6年度以後の年  
度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割に  
ついては、なお従前の例による。

2 新条例附則第34条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日  
以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割につい  
て適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性  
能割については、なお従前の例による。